

# 小規模企業への「貸し渋り」「貸し剥がし」に関する事例調査の結果

2008年10月24日

全国商工会連合会

問合せ先：企業支援部 企業環境整備課

TEL 03-3503-1257(佐々木、井上)

E-mail [kigyo@shokokai.or.jp](mailto:kigyo@shokokai.or.jp)

## ※商工会について

商工会は、商工会法に基づき、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」(商工会法第3条)を目的とした、地区内の商工業者により自主的に組織された法人。全国の市町村に1,904の商工会があり、約100万の会員事業者を有する。

## 1. 小規模企業への「貸し渋り」「貸し剥がし」に関する事例調査 <結果概要等>

### 調査方法

- 調査時期：平成20年8月31日
- 調査対象：貸し渋り行為等について商工会に相談した事業者
- 実施方法：全国の300商工会の経営指導員への書面調査及びヒアリング

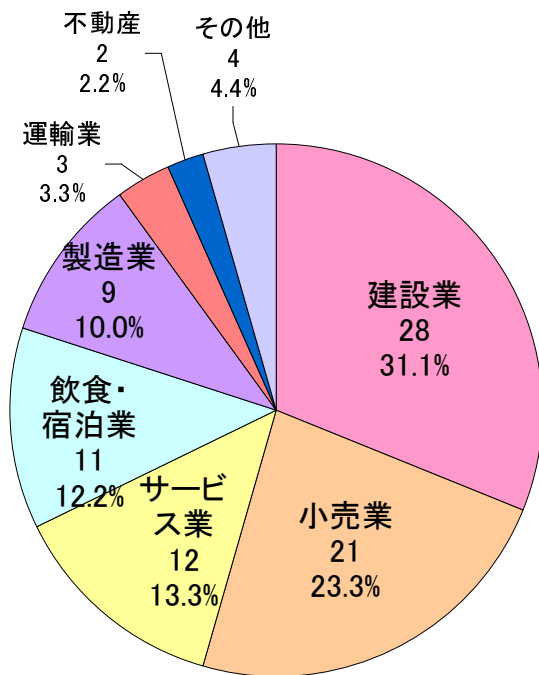
### 結果概要

- ◆「貸し渋り」等の事例(90事例)の特徴は、以下のとおり。
  - ① 業種：『建設業』が最も多く(31.1%)、次いで『小売業』(23.3%)、『サービス業』(13.3%)。
  - ② 金融機関の業態：『地銀・第二地銀』が半分を占め、いわゆる地域金融機関で8割超を占めている。
  - ③ 「貸し渋り」等の行為：『新規融資拒否』(43.3%)が最も多く、次いで『契約更新拒否』(17.8%)、『返済要求』(15.6%)。
- ◆『新規融資拒否』の具体的な事例 = 建設業 ⇔ 信用金庫  
経営内容は良好であるが、毎月の借入返済額が多いことや業界動向が悪いことから、長年つきあいのあるメインバンクの信用金庫から半年間は融資ができないと宣告された。
- ◆『契約更新拒否』の具体的な事例 = 製造業 ⇔ 地方銀行  
既存の当座貸越契約(200万円、2年更新)の更新を、更新時期の数ヵ月前に一方的に断られた。  
地方銀行からは、「どこかの金融機関から借りて返済してもらうか、それができないのであれば預金と相殺して一括返済してほしい。」との要請を受けた。
- ◆『返済要求』の具体的な事例 = 小売業 ⇔ 信用組合  
同業の事業協同組合からの新規融資を受けたが、既存借入のある信用組合の口座から返済しているため、信用組合が新規融資を受けたことに気づき、新規融資から既存借入の返済に回すよう要求された。

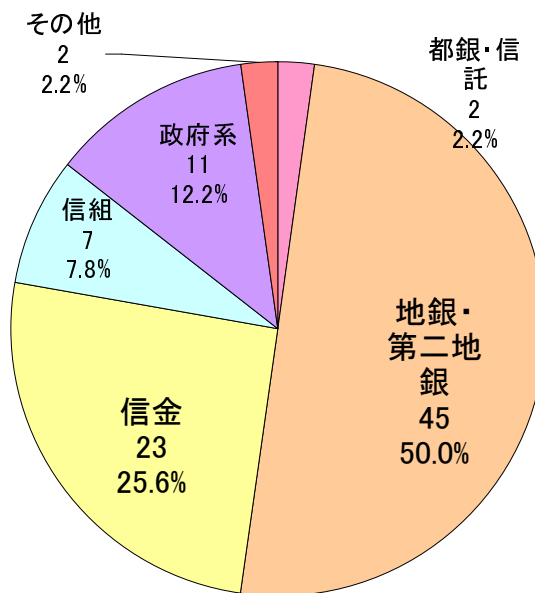
## 2. 調査結果

- 業種別の内訳をみると、『建設業』が最も多く(31.1%)、次いで『小売業』(23.3%)、『サービス業』(13.3%)となっている。
- 金融機関の業態別内訳をみると、『地銀・第二地銀』が半分を占め、いわゆる地域金融機関で8割超を占めている。
- 「貸し渋り」等の行為別に内訳をみると、『新規融資拒否』(43.3%)が最も多く、次いで『契約更新拒否』(17.8%)、『返済要求』(15.6%)となっている。

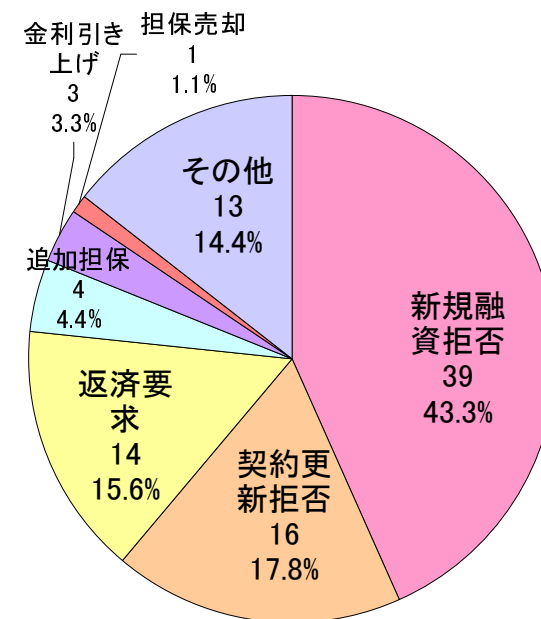
【図1】業種別事例数



【図2】金融機関業態別事例数



【図3】「貸し渋り」等の行為別事例数



### 3. 具体的な「貸し渋り」等の主な事例(1)

#### ①新規融資拒否

##### 【建設業 ⇄ 信用金庫】

◆経営内容は良好であるが、毎月の借入返済額が多いことや業界動向が悪いことから、長年つきあいのあるメインバンクの信用金庫から半年間は融資ができないと宣告された。

##### 【建設業 ⇄ 地方銀行】

◆公共工事の請負契約書(受注状況)などを提示して短期のつなぎ運転資金を申込みしたが、地方銀行からは“建設業には融資できない”との回答であった。なお、商工会が国民公庫(当時)に無担保・無保証人のマル経融資を推薦し、必要な資金を調達できたため、公共工事の受注もできた。

##### 【建設業 ⇄ 地方銀行】

◆既存融資の返済が遅れがちになったため、返済条件を緩和(毎月の返済額を減額)した。その後、半年が経過し、返済の遅れはなくなったものの、地方銀行から新たに返済負担が増える新規融資は無理と融資を断られ、新規事業立ち上げを断念せざるを得ない状況。

##### 【サービス業 ⇄ 第二地方銀行】

◆事業転換をする前の赤字の累積があるものの、現在は利益が計上でき、担保もあった。しかしながら、既存の融資とは「プロパーの融資と市町村の融資では制度が異なる」との理由から、一本化の借換えに応じてもらえなかった。このような理由で一本化の借り換えに応じてもらえないケースが散見される。

#### ②契約更新拒否

##### 【製造業 ⇄ 地方銀行】

◆既存の当座貸越契約(200万円、2年更新)の更新を、更新時期の数カ月前に一方向的に断られた。地方銀行からは、「どこかの金融機関から借りて返済してもらうか、それができないのであれば預金と相殺して一括返済してほしい。」との要請を受けた。

##### 【建設業 ⇄ 地方銀行】

◆これまで工事を受注した際は、メイン銀行から短期のつなぎ運転資金を利用して資金繰りしていたが、現在は受注があっても短期のつなぎ運転資金が銀行から調達できず、受注をあきらめざるを得ない状況。

##### 【サービス業 ⇄ 信用金庫】

◆経営者が高齢(70歳)という理由で、突然、融資契約の更新を拒否された。

##### 【小売業 ⇄ 信用組合】

◆信用組合から既存のプロパー融資の借換え(更新)が認めてもらえず、保証協会付きの融資となり、保証料率分の負担が増えた。融資を申し込んだ小売業者の業況は多少厳しい面があったが、現在もプロパー融資を利用し、返済に問題がなかったため、長年つきあいのある信用組合からの突然の契約更新拒否に驚いている状況。

### 3. 具体的な「貸し渋り」等の主な事例(2)

#### ③ 返済要求

##### 【小売業 ⇄ 信用組合】

◆同業の事業協同組合からの新規融資を受けたが、既存借入がある信用組合の口座から返済しているため、信用組合が新規融資を受けたことに気づき、新規融資から既存借入の返済に回すよう要求された。

##### 【小売業 ⇄ 地方銀行】

◆市町村の融資制度を利用して、既存のプロパー融資の借入残高を返済するようを要求され、実際に公的な融資制度を利用して、既存のプロパー融資の借入残高を半分程度返済した。

##### 【製造業 ⇄ 信用金庫】

◆手形貸付(元金は据置で毎月利息だけを払う返済条件)を、証書貸付(毎月元金・利息を支払う返済条件)に一方的に変更され、資金繰りが厳しくなった。売上減少や経営者の高齢化が進む中で、金融機関は、手形貸付を証書貸付に変更して、少額でも回収を進めていく姿勢が見られる。

#### ④ 金利引き上げ

##### 【建設業 ⇄ 信用金庫】

◆長年つきあいのある信用金庫からは、これまで年率2~3%程度で借入できていたが、新規で申込みをしたところ、今回は年率12%になると回答があった。事業資金で融資を申し込んだが、信用金庫の担当者が消費資金の融資制度を斡旋したため、後日、商工会から信用金庫に対して申し入れを行い、既存の利率と同程度で資金調達できる見込み。

#### ⑤ 追加担保

##### 【建設業 ⇄ 地方銀行】

◆メイン銀行である地方銀行への融資の申込みに際して、追加担保と金利引き上げの要請を受けた。業況が良好な建設業者に対しては、金融機関が自ら営業して融資を行っているが、暖冬の影響から除雪関係の受注が減ってしまった建設業者は、業況の悪化が顕著であり、金融機関はそのような建設業者に対して厳しい融資条件を提示している。希望通りの資金調達ができる事業者とできない事業者への二極化が進んでいる。

##### 【建設業 ⇄ 信用金庫】

◆業歴の長い企業が代表者を変更したところ、これを機に信用金庫の提示する融資条件が厳しくなり、長年つきあいのあるメインバンクの信用金庫から追加担保を求められた。

#### ⑥ その他

##### 【建設業 ⇄ 政府系金融機関】

◆建設業に対する評価が厳しくなっており、資金繰り表や事業計画の提出を求められることが多くなってきている。商工会では、政府系金融機関に限らず、金融機関への融資の申込みに際しては資金繰り表などの資料を予め添付するよう指導している。それでも、希望した融資金額から減額されるケースや、返済条件の緩和で対応するケースが増えている。